

山梨県公報

号外第七号

令和七年

三月十三日

木 曜 日

目 次

条 例

○山梨県人口減少危機対策基金条例……………	二
○山梨県産業振興基金条例……………	二
○山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	三
○山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する等の条例……………	三
○やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例及びやまなし人材定着奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例……………	四
○山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例……………	四
○山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	四

条例のあらまし

○ **山梨県人口減少危機対策基金条例**（条例第二号）（人口減少危機対策企画グループ）

- 1 本県における急速な少子化の進展に対応して県及び市町村が人口の減少及びその影響を緩和するために実施する施策の推進を図るため、山梨県人口減少危機対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
- 4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとするものとした。
- 6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限

り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県産業振興基金条例**（条例第三号）（産業振興課）

1 本県の産業における生産性の向上、技術革新の進展その他県内の産業の振興に資する施策を円滑に実施するため、山梨県産業振興基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとするものとした。

6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**（条例第四号）（DX・情報政策推進統括官）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に鑑み、次に掲げる条例において、準法定事務として規定された生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務を独自利用事務から削除することとした。

(一) 山梨県個人番号の利用等に関する条例

(二) 山梨県住民基本台帳法施行条例

2 この条例は、1(一)については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から、1(二)については公布の日から施行することとした。

○ **山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する等の条例**（条例第五号）（富士山保全・観光エコシステム推進グループ）

1 富士山吉田口県有登下山道の適切な維持管理等を図るため、次の改正等を行うこととした。 (一) 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部改正 登下山道の使用料の額を一人一回につき四千円とする。 (二) 山梨県富士山保全協力金基金条例の廃止 山梨県富士山保全協力金基金条例を廃止する。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和七年四月一日から施行することとした。 ○ やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例及びやまなし人材定着奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例（条例第六号）（財政課） 1 教育環境等に係る施策の実施に必要な経費の財源を明確にするため、基金には、県有財産から生ずる収益その他の収入で知事が必要と認めるものの全部又は一部を積み立てることができることとした。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 ○ 山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例（条例第七号）（畜産課） 1 受益者負担の適正化を図るため、次の手数料を定めることとした。 (一) 家畜人工授精講習手数料 (二) 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習手数料 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 ○ 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第八号）（住宅対策室） 1 施設の老朽化等に鑑み、長坂団地及び田富釜無団地を廃止することとした。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。		金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て) 第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。 (保管) 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (繰替運用) 第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (運用益金の処理) 第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。 (処分) 第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。 (委任) 第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	
山梨県人口減少危機対策基金条例をここに公布する。 令和七年三月十三日 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎		山梨県産業振興基金条例をここに公布する。 令和七年三月十三日 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎	

条 例

山梨県人口減少危機対策基金条例をここに公布する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第二号

山梨県人口減少危機対策基金条例

(設置)

第一条 本県における急速な少子化の進展に対応して県及び市町村が人口の減少及びその影響を緩和するために実施する施策の推進を図るため、山梨県人口減少危機対策基

山梨県条例第三号

山梨県産業振興基金条例

(設置)

第一条 本県の産業における生産性の向上、技術革新の進展その他県内の産業の振興に資する施策を円滑に実施するため、山梨県産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(保管)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限る。一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四号

山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、同表四の項中「六の項及び七の項」を「五の項及び六の項」に改め、同項を同表三の項とし、同表中五の項を四の項とし、同表六の項中「別表第三の二の項」を「別表第三の一の項」に改め、同項を同表五の項とし、同表七の項中「別表第三の三の項」を「別表第三の二の項」に改め、同項を同表六の項とし、同表中八の項を七の項とし、九の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の一の項中「外国人生活保護実施事務」を「生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務」に改め、同項特定個人情報欄中「であつて規則で定めるも

の」を削り、同欄イを次のように改める。

イ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報

別表第二の一の項口からへまでを削り、同項ト中「又は一時帰国旅費」を「、一時帰国旅費又は配偶者支援金」に改め、同項トを同項ロとし、同項中チを削り、リをハとし、ヌ及びルを削り、同表二の項イを次のように改める。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（四の項イ及び次表の二の項イにおいて「生活保護関係情報」という。）

別表第二の二の項口中「二の項及び三の項ロ」を「一の項及び二の項ロ」に改め、同表六の項イ中「による」を「（昭和二十二年法律第百六十四号）による」に改め、同項リ中「による」を「（昭和三十九年法律第百二十九号）による」に改め、同項ヌを次のように改める。

ヌ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務

別表第二の六の項ヲ中「による」を「（平成十七年法律第百二十三号）による」に改め、同項カ中「による」を「（平成二十六年法律第五十号）による」に改める。

別表第三中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とする。

（山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第二条 山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

二 第二条の規定 公布の日

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和七年三月十三日

山梨県条例第五号

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部を改正する等の条例
(山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例(令和六年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改める。

(山梨県富士山保全協力金基金条例の廃止)

第二条 山梨県富士山保全協力金基金条例(平成二十六年山梨県条例第一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例及びやまなし人材定着奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第六号

やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例及びやまなし人材定着奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「に積み立てる」を「には、県有財産から生ずる収益その他の収入で知事が必要と認めるものの全部又は一部を積み立てることができるものとし、その」に改める。

- 一 やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例(令和三年山梨県条例第四号)第二条
- 二 やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例(令和六年山梨県条例第四十一号)第二条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第七号

山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例

山梨県家畜改良増殖法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十号)の一部を次のよう

に改正する。
第五条第一項の表中八の項を九の項とし、四の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 法第十六条第二項 の規定に基づく講習 会の開催	
家畜人工授精講習手数料	三万二千元
家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習手数料	四万二千元

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第八号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一長坂団地の項及び田富釜無団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。